4．たな卸資産の明細
該当ありません。
5．有価証券の明細
該当ありません。
6．長期貸付金の明細
該当ありません。
7．長期借入金の明細
該当ありません。
8．引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 賞与引当金 | 44,173,866 | 49,158,776 | 44,173,866 | — | 49,158,776 | |

9．退職給付引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 退職給付引当金 | 663,393,900 | — | 8,312,548 | 655,081,352 | |

10．法令に基づく引当金等の明細
該当ありません。
11．保証債務の明細
該当ありません。
12．資本金の明細

（単位：円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本金 | 政府出資金 | 100,000,000 | — | — | 100,000,000 | |

13．積立金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 通則法44条1項積立金 | 2,514,316,319,390 | 11,198,264,410,489 | 2,111,605,175,378 | 11,600,975,554,501 | |

(注)　当期増加額は、前期の利益処分によるものであり、また、当期減少額は、年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第４項に基づく国庫納付額によるものです。

14．運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
該当ありません。
15．国等からの財源措置の明細
該当ありません。